

<参考2>

特別損失の内訳（単独）

<災害特別損失>

内 訳	金 額
原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要するもの	4,262億円
福島第一原子力発電所1～4号機の廃止 ¹ に関するもの	2,070億円
福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所の原子炉の安全な冷温停止状態を維持するため等に要するもの ²	2,118億円
福島第一原子力発電所7・8号機の増設計画の中止 ³ に伴うもの	393億円
火力発電所の復旧等に要するもの	497億円
その他（流通設備等の復旧や資機材の輸送に要するものなど）	833億円
合 計	10,175億円

（注）現時点の合理的な見積額を計上している。

¹ 平成23年5月20日開催の当社取締役会において廃止を決定した。

² 福島第一原子力発電所5・6号機及び福島第二原子力発電所は安全な冷温停止状態にあるが、詳細な調査を実施できていないため、当面の間安全な冷温停止状態を維持するため等に要する措置を講じることとする。

³ 平成23年5月20日開催の当社取締役会において計画の中止を決定した。

<資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額>

566億円

以 上